

有害使用済機器の保管等に係る届出 手引/様式集

静岡市 環境局 廃棄物対策課

令和3年9月

目 次

1	届出の対象となる保管等	2
2	届出方法等	
	(1) 届出期限	3
	(2) 届出受付場所及び提出部数	3
3	届出書類の作成	
	(1) 保管等届出書	4
	(2) 保管等変更届出書	5
	(3) 保管等廃止届出書	7
4	担当窓口及び届出受付場所一覧	8
5	有害使用済機器の対象品目	9
6	保管に係る基準	10
7	Q&A	15

様 式

有害使用済機器保管等届出書（様式第 35 号の2）	16
有害使用済機器保管等変更届出書（様式第 35 号の3）	18
有害使用済機器保管等廃止届出書（様式第 35 号の4）	19
事業計画の概要（参考様式第1号）	20
付近の見取図（参考様式第2号）	24
保管場所のカラー写真（参考様式第3号）	25
（参考）処分後の有害使用済機器等処理方法書	26
有害使用済機器保管等届出書（記入例）	27
有害使用済機器保管等変更届出書（記入例）	29
有害使用済機器保管等廃止届出書（記入例）	30
保管場所の平面図等記載例	31

利用上の注意

- 1 この手引/様式集は、有害使用済機器の保管に係る届出の際に参考としていただくために作成したものです。
- 2 この手引/様式集は、届出の手續、必要書類及び留意事項等についての概要を説明しているものであり、届出に係る制度のすべての事項を記載しているものではありません。
- 3 この手引/様式集に記載した取扱いは、他の自治体の取扱いと異なる場合があります。静岡市に届け出る場合のみに御利用ください。
- 4 不明な点及び制度の詳細等については、静岡市廃棄物対策課に御確認ください（8ページ参照）。

1 届出の対象となる保管等

使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの（以下、「有害使用済機器」という。）の保管又は処分を業として行う場合は、届出が必要です（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 17 条の 2 第 1 項(新規、変更)、同法施行令第 16 条の 4(廃止)）。

ただし、次に掲げる者は、届出は不要です。

- ア 廃棄物処理法の処理業許可業者等
（当該品目に係る積み替え保管又は処分業の許可を有している者に限る。）
- イ 家電リサイクル法の認定業者等
- ウ 小型家電リサイクル法の認定業者等
- エ 保管事業場の敷地面積が 100㎡以下の場合
- オ その他廃掃法施行規則第 13 条の 2 第 6 号に定める者
（本来の業務に付随して有害使用済機器の保管のみを一時的に行う場合）

(注)有害使用済機器の例・・・家電リサイクル法の対象物（洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン、テレビ）及び小型家電リサイクル法の対象物（28品目）
業務用の機器と見分けがつかない場合は、業務用の機器も含まれる。

■ 罰則等について

法の規定に違反して、届出をしなかったり又は虚偽の届出をした場合、30万円以下の罰金が科せられます。

また、基準に適合しない保管や処分行為を行った者に対しては、改善命令や措置命令といった行政処分等により厳しく対処します。

なお、改善（措置）命令に従わず改善がなされなされない場合には、改善（措置）命令違反として刑事告発を行う場合があります。

2 届出方法等

(1) 届出期限

届出の種別	届出期限
保管等届出	・ 事業を開始する日の10日前までに
保管等に係る変更の届出	・ 原則として変更の日の10日前までに (名称変更等を除く。)
保管等の廃止の届出	・ 廃止の日から10日以内に

(2) 届出受付場所及び提出部数

次の受付場所へ届け出てください。

受付場所	提出部数
静岡市役所 静岡庁舎 新館13階 環境局 廃棄物対策課 許可審査係 静岡市葵区追手町5番1号 Tel: 054-221-1363	2部 〔 正本1部 副本1部(コピー可) 〕

3 届出書類の作成

- 届出書類は、次の表の記載順に綴じてください。
- 提出後であっても、届出書類の補正をお願いする場合があります。
- 届出様式は静岡市廃棄物対策課のホームページからダウンロードできます。
(https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_002999.html)

(1) 保管等届出書

書 類	留 意 事 項	チ エ ッ ク
有害使用済機器保管等届出書 (様式第 35 号の 2)	<ul style="list-style-type: none"> • 氏名、名称、住所は、省略せずに記載してください。 • 「事業場の所在地」欄は、保管場所等の土地の地番をすべて記載してください。 	
事業計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> • 事業の全体計画、処理の方法（保管・処分の別）、取扱品目（品目毎の受入予定量、予定受入先事業者、保管場所、処理方法、予定搬出先） 	
保管場所等を使用する権原を有することを証する書類		
不動産登記法第 14 条に規定する地図若しくは地図に準ずる図面（いわゆる公図）	<ul style="list-style-type: none"> • 当該地番を赤色で着色して示してください。 →注1 公的書類の有効期間（7ページ） 	
土地の登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> • 保管場所になる土地の地番のものをすべて添付してください。 →注1 公的書類の有効期間（7ページ） →注2 他法令等による土地利用規制（7ページ） 	
土地の賃貸借契約書等の写し又は土地使用承諾書	<ul style="list-style-type: none"> • 届出者が土地の所有権を有しない場合、添付してください。 	
付近の見取図	<ul style="list-style-type: none"> • 事業場の周囲の状況がわかるもの 	
事業場の平面図	<ul style="list-style-type: none"> • 事業場全体の状況がわかるもの 	
保管施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> • 土地の寸法を記載してください。 (平面図記載例参照) • 保管場所及び掲示板の位置を記入してください。 • 容器保管する場合、寸法を記載した容器の構造図等を併せて添付してください。 • 断面図、構造図及び設計計算書が必要な場合は添付してください。 • 事務所、囲い、排水処理設備等の位置を記入してください。 	

書 類	留 意 事 項	チ エ ッ ク
処分施設の処理方式、構造及び設備の概要	<ul style="list-style-type: none"> • 処分又は再生の用に供する施設を設置する場合のみ 	
処分施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図	<ul style="list-style-type: none"> • 処分又は再生の用に供する施設を設置する場合のみ 	
処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類	<ul style="list-style-type: none"> • 処分又は再生の用に供する施設を設置する場合のみ 	
保管施設のカラー写真	<ul style="list-style-type: none"> • 施設外から入り口を撮影したものと、施設内の保管場所の全景を撮影したもの 2 枚を添付してください。 • 容器保管する場合、容器を保管場所に置いた写真にしてください。 	
保管上限の容量計算書	<ul style="list-style-type: none"> • 保管量の計算は、想定される最大量で算出してください。 	
最大積上げ高さ計算書	<ul style="list-style-type: none"> • 屋外で容器を用いずに保管する場合、添付してください。 	
登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> • 履歴事項全部証明書 ※届出者が法人の場合 	
定款又は寄附行為の写し	<ul style="list-style-type: none"> • ※届出者が法人の場合 	
住民票	<ul style="list-style-type: none"> • 本籍入り、マイナンバー抜きのもの ※届出者が個人の場合 	
法定代理人の住民票	<ul style="list-style-type: none"> • 本籍入り、マイナンバー抜きのもの ※届出しようとする者が廃棄物処理法第 14 条第 5 項第 2 号ハに規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人の場合 	

(2) 保管等変更届出書

書 類	留 意 事 項	チ エ ッ ク
使用済機器保管等 変更届出書 (様式第35号の3)	<ul style="list-style-type: none"> 氏名、名称、住所は、省略せずに記載してください。 保管等の場所となる事業場の土地の地番が変更になる場合、変更前後の保管場所になる土地の地番をそれぞれ「変更前(旧)」、「変更後(新)」の欄にすべて記載してください。 添付書類は、変更のある内容の変更前後がわかるようにする。 	
保管場所を使用する権原を有することを証する書類		
不動産登記法第14条に規定する地図若しくは地図に準ずる図面(いわゆる公図)	<ul style="list-style-type: none"> 当該地番を赤色で着色して示してください。 →注1 公的書類の有効期間(7ページ) 	
土地の登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> 保管場所になる土地の地番のものをすべて添付してください。ただし、変更前から保管に用いている土地の地番のものについては添付不要です。 →注1 公的書類の有効期間(7ページ) →注2 他法令等による土地利用規制(7ページ) 	
土地の賃貸借契約書等の写し又は土地使用承諾書	<ul style="list-style-type: none"> 届出者が土地の所有権を有しない場合、添付すること。ただし、変更前から保管に用いている土地の地番のものについては添付不要です。 	
付近の見取り図	<ul style="list-style-type: none"> 事業場の周囲の状況がわかるもの 	
事業場の平面図	<ul style="list-style-type: none"> 事業場の全体の状況がわかるもの 	
保管施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> 変更前後のものを添付してください。 保管場所及び掲示板の位置は、変更前後の状態をそれぞれ記入すること。 土地の寸法を記載してください。(平面図記載例参照) 新たに容器保管する場合、寸法を記載した容器の構造図等を併せて添付してください。 断面図、構造図及び設計計算書が必要な場合は添付してください。(囲い、区画、事務所など) 	
保管施設のカラー写真	<ul style="list-style-type: none"> 保管場所の位置の変更がないものも含め添付してください。 新たに容器保管する場合、容器を保管場所に置いた写真であること。 	
保管上限の容量 計算書(変更後)	<ul style="list-style-type: none"> 保管量の計算は、想定される最大量で算出してください。 	
最大積上げ高さ 計算書(変更後)	<ul style="list-style-type: none"> 屋外で容器を用いずに保管する場合、添付してください。 	

(3) 保管等廃止届出書

書 類	留 意 事 項	チ エ ツ ク
有害使用済機器保管等廃止届出書 (様式第 35 号の 4)	・ 氏名、名称、住所は、省略せずに記載 してください。	

注 1 公的書類の有効期間
届出日前3か月以内に交付されたもので、原本に限ります。

注 2 他法令等による土地利用規制
他法令等（都市計画法、農地法、建築基準法等）の規定により土地利用が規制されている場合は、有害使用済機器の保管等の用に供することができるよう、あらかじめ必要な手続をしてください。
(例：土地の地目が田又は畑の場合、農地法の規定による農地転用の手続が必要)

4 担当窓口及び届出受付場所一覧

保管場所の所在地	担当窓口 届出受付場所	住所	電話番号
静岡市内	静岡市 環境局 廃棄物対策課 許可審査係	〒420-8602 静岡市葵区 追手町5番1号	054- 221-1363

【参考】静岡市以外の静岡県内での保管に関する届出、内容については、下記にお問い合わせください。

静岡県暮らし・環境部環境局廃棄物リサイクル課資源循環班
〒420-8601
静岡県静岡市葵区追手町9番6号
Tel：054-221-3349（直通）

5 有害使用済機器の対象品目

- (1) ユニット形エアコンディショナー（ウィンド型エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート型エアコンディショナーに限る。）
（いわゆる「エアコン」）
- (2) 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫
- (3) 電気洗濯機及び衣類乾燥機
- (4) テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの（いわゆる「テレビ」）
 - a プラズマ式のもの及び液晶式のもの
 - b ブラウン管式のもの
- (5) 電動ミシン
- (6) 電気グラインダー・電気ドリルその他の電動工具
- (7) 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具
- (8) ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具
- (9) 電動式吸入器その他の医療用電気機械器具
- (10) フィルムカメラ
- (11) 磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶用電気機械器具
- (12) ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具
（電気冷蔵庫及び電気冷凍庫を除く）
- (13) 扇風機、電気除湿器その他の空調用電気機械器具
（ユニット型エアコンディショナーを除く）
- (14) 電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具
（電気洗濯機及び衣類乾燥機を除く）
- (15) 電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具
- (16) ヘアドライヤー・電気かみそりその他の理容用電気機械器具
- (17) 電気マッサージ器
- (18) ランニングマシンその他の運動用電気機械器具
- (19) 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具
- (20) 蛍光灯器具その他の電気照明器具
- (21) 電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具
- (22) 携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具
- (23) ラジオ受信機及びテレビジョン受信機（（4）のテレビジョン受信機を除く。）
- (24) デジタルカメラ、DVDレコーダーその他映像用機械器具
- (25) デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具
- (26) パーソナルコンピューター（いわゆる「パソコン」）
- (27) プリンターその他の印刷用電気機械器具
- (28) ディスプレイその他の表示装置
- (29) 電子書籍端末
- (30) 電子時計及び電気時計
- (31) 電子楽器及び電気楽器
- (32) ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具

※対象品目については、リサイクル法上は家庭用機器に限定されているものの、家庭用機器との差異について、現場での判断が容易でない機器に限り、それ以外の機器（いわゆる業務用機器）も対象とする。

6 保管に係る基準

有害使用済機器の保管を行う事業者は、廃棄物処理法第17条の2第2項に規定する「有害使用済機器処理基準」に従わなければなりません。この基準に適合しない保管を行っている場合は、行政処分を受けることがあります。

(1) 囲いの設置

有害使用済機器の適正な保管を行うため、保管を行う事業場の周囲に囲いを設け、保管場所を明確化する必要があります。囲いに荷重が掛かるように保管する場合は、堅牢な壁にする必要があります。

なお、有害使用済機器以外の物、例えば、原材料、部品等の保管場所について、保管場所を明確にすることが望まれます。

(2) 掲示板の設置

事業者は、有害使用済機器の取扱いについて関係者以外にも分かるように、ヤードの入り口等外部から見やすい場所に掲示板を設ける必要があります。

- イ 縦及び横それぞれ60cm以上であること。
- ロ 次に掲げる事項を表示したものであること。
 - (イ) 有害使用済機器の保管場所である旨
 - (ロ) 保管する有害使用済機器の品目
 - (ハ) 保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
 - (ニ) 屋外において容器を用いずに保管する場合にあっては、最大保管高さ

【表示するときの例】

		横60cm以上	
		有害使用済機器等の保管場所	
縦 60 cm 以上	保管する 有害使用済機器の品目		
	管理者	氏名又は 名称	
		連絡先	
最大保管高さ		m	

(3) 地下浸透の防止

有害使用済機器の保管に際し、雨水による汚水の発生などの可能性がある場合は、汚水の流出や土壌・地下水汚染防止のための措置を講ずる必要があります。

a 容器による保管

有害使用済機器からの油等の飛散・流出を防止するためには、液体が漏洩しない容器を用いる保管を行うことが効果的です。しかし、容器の耐久性を無視した積み上げ、重機等の使用は容器を破損させる恐れがあるため、油等

の流出に十分留意が必要です。

b 床面の不浸透性措置（コンクリートの敷設等）

床面へのコンクリート敷設等に関しては、雨水・汚水が土壤に浸透しないよう隙間を生じないように留意する必要があります。また、有害使用済機器を含む雑品スクラップの底面や、重機・車両等の荷重がかかる箇所は、破損を防ぐ必要があるため、鉄板等を敷設している例もあります。

c 排水溝・油水分離槽の設置

油を含む汚水の保管場所の外への流出防止及び保管場所の雨水の速やかな排水のため、保管場所のコンクリート敷設とともに、周辺に排水溝を設置し、併せて雨水・汚水を集約する箇所に油水分離槽等を設置する必要があります。

排水溝の設置に際しては、保管場所に敷設されたコンクリートや鉄板上を流れる雨水・汚水が周辺環境へ流出しないように、保管場所の周りに排水溝を設置し、排水溝は、雨水・汚水の集水箇所に流れるよう、排水勾配を確保する必要があります。

また、油水分離槽は、流入する汚水を処理することができる十分な容量にするよう留意が必要です。

(4) 飛散・流出防止

屋外で容器を用いないで保管する場合など、風等により有害使用済機器及びその一部が飛散・流出する恐れがある場合には、フェンスを設けるなど必要な措置を講ずる必要があります。それ以外にも、事業場内での重機等の稼働、運搬等の作業に際しても飛散流出しないようにする必要があります。また、カゴやフレキシブルコンテナ等の容器による保管が有効です。

(5) 生活環境保全

・騒音・振動防止

有害使用済機器の保管にあっては、車両や重機の稼働等により騒音や振動が発生し、周辺的生活環境に影響を及ぼす恐れがあります。特に夜間は、留意が必要です。対策としては、「低騒音型の車両、重機を用いる」「早朝・夜間の営業を行わない」などの措置を講ずる必要があります。

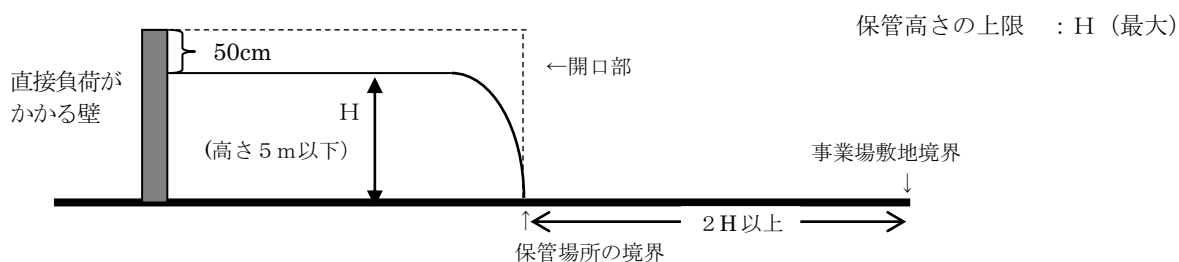
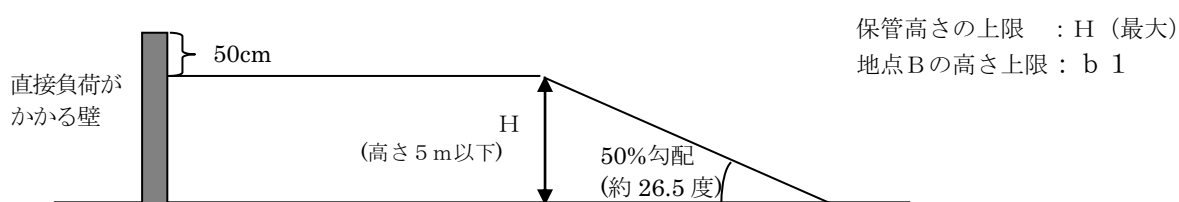
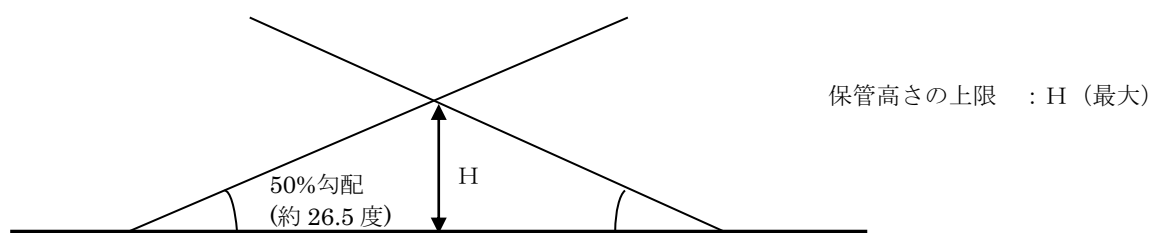
・悪臭防止・衛生対策

ねずみ、害虫等が発生しないようにするためには、事業場内の整理整頓と定期的な消毒が必要です。

(6) 屋外で容器を用いない場合の有害使用済機器の保管の高さの上限

- ・廃棄物が堅牢な囲いに接しない場合は、囲いの下端から勾配 50%以下とし、最大保管高さは 5m以下とすること。
- ・廃棄物が堅牢な囲い（直接負荷部分のある壁）に接する場合は、囲いの上辺から 50cm下がった高さ以下とし、勾配 50%以下とすること。ただし、保管の高さは最大 5m以下とすること。
- ・三方が堅牢な囲いに接している場合は、囲いに接する面は囲いの上辺から 50cm下がった高さ以下（ただし、5m以下）とし、囲いに接していない面は、保管場所の境界線から事業場敷地境界等まで、最大の保管高さの 2 倍以上の

距離を確保すること。



(7) 火災の発生又は延焼の防止のための措置

- 有害使用済機器がその他の廃棄物や有価物と混合するおそれのないように分別して保管すること。
- 電池、潤滑油等火災のおそれがあるものについては、適正に回収し、処理すること。
- 保管の高さは、5m以下とし、一つの山の面積は一箇所当たり200㎡以下とすること。
- 保管場所と保管場所の間隔は、2m以上とすること。
(保管場所と保管場所の間に仕切りがある場合を除く。)

(8) 保管場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

(9) 帳簿の備え付けと保存

有害使用済機器の保管を行う事業者は、受入年月日、受入先ごとの受入量、受け入れた有害使用済機器の品目、搬出した場合には搬出年月日、搬出先ごとの搬出量、搬出した有害使用済機器の品目を記録した帳簿を備え、5年間保存する必要があります。なお、記録は書面よるものによる他、電磁的記録も可能です。

帳簿への記載事項（取扱い品目毎に記載）

帳簿記載事項	備考
受入品目	有害使用済機器の品目毎に記載
受入年月日	有害使用済機器を受け入れた年月日を記載
受入先	複数の受入先がある場合は、全て記載。
受入量	複数の受入先がある場合には、受入先毎に全て記載。 ※計量単位は、重量に統一することが望ましい。
取扱方法	保管又は処分のいずれかを記載
搬出品目	有害使用済機器の品目毎に記載
搬出先	有害使用済機器を含む貨物について、搬出先を記載。 複数の搬出先がある場合は、貨物毎に全ての搬出先を記載。 ※受け入れた機器を、そのまま搬出する場合は、受入と同様の品名を記載。 ※処理により部品や原材料等になる場合は、例えば「アルミスクラップ」、「ラジエター」等の搬出物品の品目名で記載
搬出年月日	有害使用済機器を搬出した年月日を記載。
搬出量	有害使用済機器の持出量について記載。複数の搬出先がある場合には、品目毎、引渡先毎に記載。

※その他必要な事項があれば適宜追加

（受入）

受入品目※1	受入年月日	受入先	受入量※2	取扱方法	備考

（搬出）

搬出品目※1	搬出年月日	搬出先	搬出量※2	備考

※1：入出荷の伝票に記載の品目名を記載。

※2：受入量について、重量での把握が困難な場合は、「台」「個」などに置き換えて記載しても構いません。

7 Q&A

問1 破損した機器、取り外された部品の取扱いは、どうなるのか

答1 有害使用済機器は、その取扱いの過程で変形したり、破損したりすることも想定されますが、外形上、元の機器が判別できる場合には、有害使用済機器に該当します。

一方、有害使用済機器を解体し、取り出した部品（例えばパソコンの内蔵ハードディスク等）や原材料となるまで処理されたもの（例えば金属製錬の原料用の基板等）は有害使用済機器には該当しません。

問2 有害使用済機器が金属スクラップ等と混合している場合の取扱いは、どうなるのか

答2 有害使用済機器は、その他の物（有害使用済機器の対象でないもの）と分別保管することが求められます。このため、搬入時に分別する必要があることから、運搬時においても分別が容易な状態で積載することが望まれます。

問3 いわゆる業務用機器は対象となるのか

答3 明らかな業務用機器の場合は有害使用済機器には該当しませんが、現場において家庭用機器と判別が容易でないものについては、業務用機器についても有害使用済機器となります。

問4 有害使用済機器が金属スクラップ等と混合している場合の取扱いはどうなるのか

答4 有害使用済機器は、その他の物（有害使用済機器の対象でないもの）と分別保管することが求められます。このため、搬入時に分別する必要があります。

(第2面)

届出者 (個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	住所	

法定代理人 (届出者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	住所

備考

- 1 この届出書は、事業を開始する日の10日前までに提出すること。
- 2 ※欄は記入しないこと。
- 3 「法定代理人」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

(日本産業規格 A列4番)

様式第三十五号の三（第十三条の四関係）

有害使用済機器保管等変更届出書		
		年 月 日
都道府県知事 殿 (市長)		
届出者 住 所		
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号		
年 月 日付で届出を行った有害使用済機器保管等業に係る以下の事項について変更するので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。		
	新	旧
変更する事項の内容（規則第13条の3第1項第8号に掲げる事項を除く。）		
変更する事項の内容（規則第13条の3第1項第8号に掲げる事項）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	住 所
変 更 の 理 由		
変 更 予 定 年 月 日		
備 考		
1 この届出書は、原則として変更する日の10日前までに提出すること。		
2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。		

(日本産業規格 A列4番)

様式第三十五号の四（第十三条の十一関係）

<p>有害使用済機器保管等廃止届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>都道府県知事 殿 (市長)</p> <p style="text-align: center;">届出者 住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p> <p>年 月 日付で届出を行った有害使用済機器保管等業に係る以下の事項について廃止したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第16条の4の規定により、関係書類を添えて届け出ます。</p>	
廃止した事業の範囲	
廃止の理由	
廃止の年月日	
<p>備 考</p> <p>1 この届出書は、廃止の日から10日以内に提出すること。</p> <p>2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。</p>	

(日本産業規格 A列4番)

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更届出時には変更部分を明確にして記載すること）

2. 取り扱う有害使用済機器の種類及び保管量等

	有害使用済機器 の 種 類	予定受入量 (t/月又はm ³ /月)	積替え又は保管を行う 場合には積替え又は保 管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

備考 取り扱う有害使用済機器の種類ごとに記載すること。

3. 保管施設の概要

※ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

(第3面)

4. 業務の具体的な計画（保管業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

従業員数の内訳

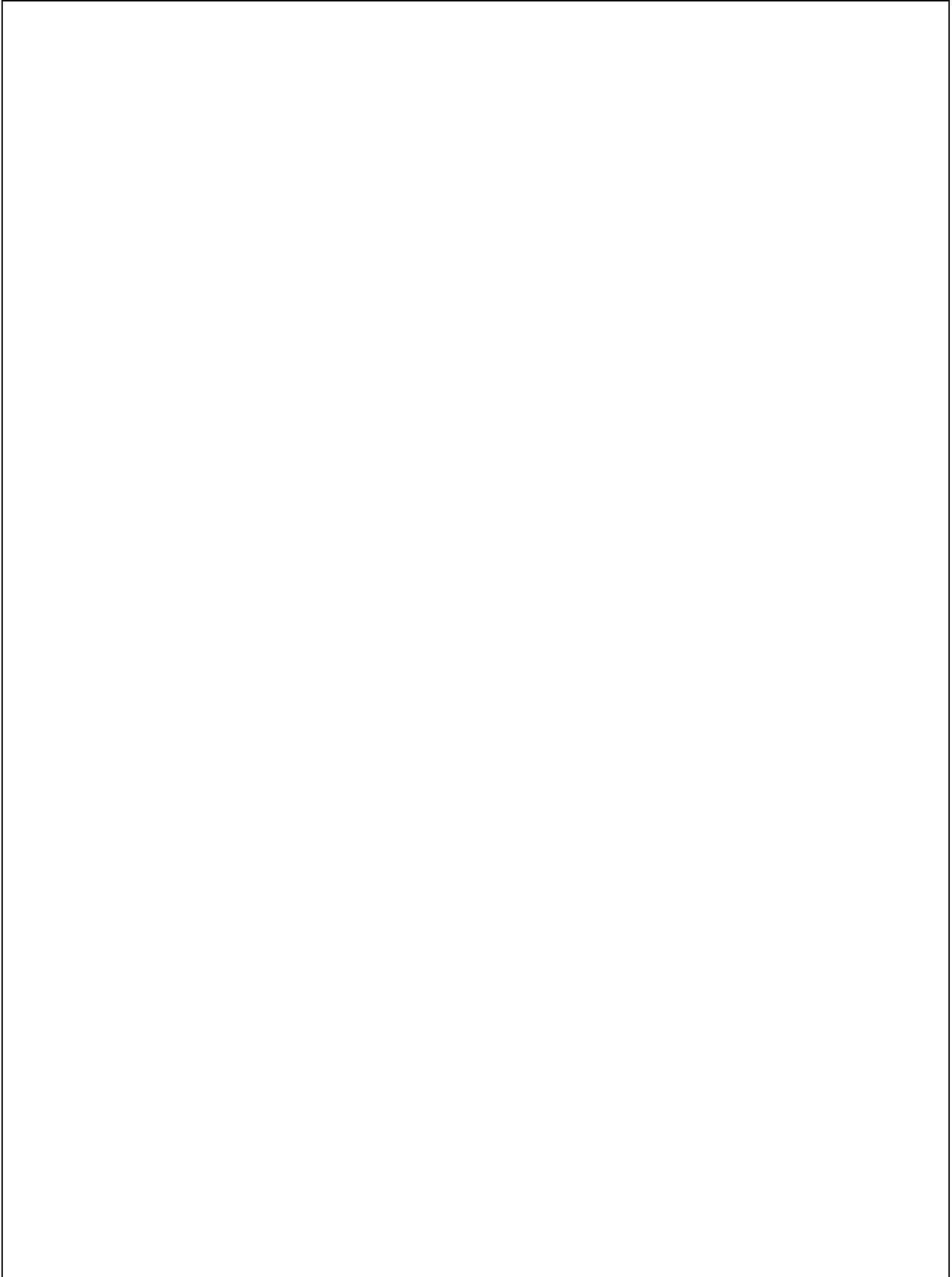
年 月 日現在

届出者又は 届出者の 登記上の役員	事務員	作業員	その他	合 計
人	人	人	人	人

(第4面)

5. 環境保全措置の概要 (保管に際し講ずる措置)

付近の見取図



保管場所のカラー写真

- * 保管場所は、全体が確認できること。
- * 保管場所の表示が判別できる写真であること。

所在地	〒 —
担当者(連絡先TEL)	(— — —)
施設外から保管場所の入り口を撮影	
施設内の保管場所を撮影	

(参考)

処分後の有害使用済機器等処理方法書	
処分後の有害使用済機器の種類	
発生量 (t/月又はm ³ /月)	
処理方法	自己処理 (処分場所)
	委託処理 (業者名)
	中間処理 売却 中間処理、売却の場合は、具体的な方法

(注) 処分後の有害使用済機器の種類ごとに記載すること。

【記入例】

様式第三十五号の二（第十三条の三関係）

（第1面）

<p>有害使用済機器保管等届出書</p> <p style="text-align: right;">令和 2年 4月 1日</p> <p>静岡市長 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin-left: 100px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <p>商業・法人登記の登記事項証明書 (個人の場合は住民票)の住所、名称(氏名)を正確に記載すること。</p> </div> <div style="margin-left: 10px;"> <p>住所 静岡市葵区追手町1番1号</p> <p>氏名 株式会社 静岡商事 代表取締役 静岡太郎 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 054-254-0000</p> </div> </div> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。</p>	
<p>事業の範囲(取り扱う有害使用済機器の品目及び処理の区分を明らかにすること。)</p>	<p>有害使用済機器の品目： テレビ、電動ミシン、電子レンジ、電気アイロン、ヘアドライヤー、電気芝刈機、ゲーム機</p> <p>処理の区分 保管のみ ・ 保管及び処分(再生を含む)</p>
<p>事務所及び事業場の所在地等</p>	<p>事務所 静岡市葵区追手町1-1 電話番号 054-254-0000</p> <p>事業場 静岡市葵区御幸町999 電話番号 054-221-XXXX 面積 321㎡</p>
<p>保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ保管を行う有害使用済機器の品目、保管量及び積み上げることができる高さ(それぞれについて第13条の6の規定による高さのうち最高のものを含む。)</p>	<p>所在地：静岡市葵区御幸町996, 997, 998, 999 ←</p> <p>面積：321㎡ 保管の場所の地番を全て記載すること</p> <p>保管する品目：テレビ、電動ミシン、電子レンジ、電気アイロン、ヘアドライヤー、電気芝刈機、ゲーム機 ←</p> <p>最大保管量：100㎡ 保管する品目を全て記載すること</p> <p>最大保管高さ：2m ←</p>
<p>処分又は再生を行うすべての事業場の所在地及び当該事業場ごとにそれぞれ処分又は再生を行う有害使用済機器の品目</p>	<p style="text-align: center;">—</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>処理基準の規定による保管上限、保管高さを記載すること。ただし。容器を用いない屋外保管の場合、高さ制限に基づいた保管上限量を記載すること。</p> </div>
<p>事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力</p>	<p style="text-align: center;">—</p>
<p>※事務処理欄</p>	<p style="text-align: center;">—</p>

(第2面)

届出者 (個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	住所	
<small>かぶしがいしゃ しずおかしょうじ</small> 株式会社 静岡商事	静岡市葵区追手町1番1号	
法定代理人 (届出者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
備考		
1 この届出書は、事業を開始する日の10日前までに提出すること。		
2 ※欄は記入しないこと。		
3 「法定代理人」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		
4 都道府県知事が定める部数を提出すること。		

(日本産業規格 A列4番)

様式第三十五号の三（第十三条の四関係）

有害使用済機器保管等変更届出書

令和 3年 9月 1日

静岡市長 ○○○○ 殿

商業・法人登記の登記事項証明書
（個人の場合は住民票）の住所、名
称（氏名）を正確に記載すること。

届出者

住 所 静岡市葵区追手町1番1号

氏 名 株式会社 静岡商事

代表取締役 静岡太郎

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 054-254-0000

令和 2年 4月 1日付けで届出を行った有害使用済機器保管等業に係る以下の事項について変更するので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

	新	旧
変更する事項の内容（規則第13条の3第1項第8号に掲げる事項を除く。）	テレビ、電動ミシン、電子レンジ、電気アイロン、ヘアドライヤー、電気芝刈機、ゲーム機、デジタルカメラ	テレビ、電動ミシン、電子レンジ、電気アイロン、ヘアドライヤー、電気芝刈機、ゲーム機

変更する事項の内容（規則第13条の3第1項第8号に掲げる事項）

(ふりがな) 氏名	生 年 月 日	住 所

変 更 の 理 由	取扱品目の増加
-----------	---------

変更予定年月日	令和3年8月31日
---------	-----------

備 考

- 1 この届出書は、原則として変更する日の10日前までに提出すること。
- 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

（日本産業規格 A列4番）

様式第三十五号の四（第十三条の十一関係）

有害使用済機器保管等廃止届出書

令和 3年 9月 1日

静岡市長 ○○○○ 殿

商業・法人登記の登記事項証明書
（個人の場合は住民票）の住所、名称（氏名）を正確に記載すること。

届出者
住 所 静岡市葵区追手町1番1号
氏 名 株式会社 静岡商事
代表取締役 静岡太郎
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 054-254-0000

令和 2年 4月 1日付けで届出を行った有害使用済機器保管等業に係る以下の事項について廃止したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第16条の4の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

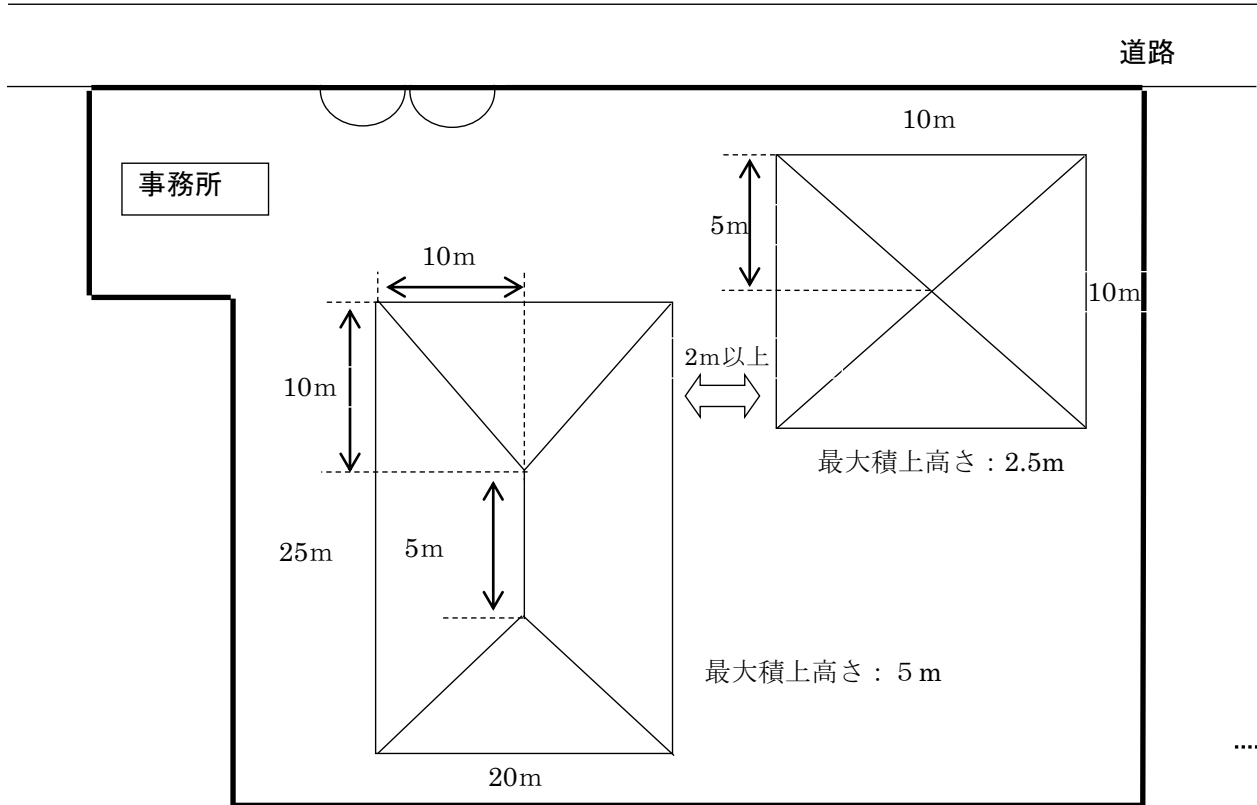
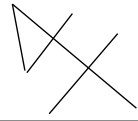
<p>廃止した事業の範囲</p>	<p>有害使用済機器の品目： テレビ、電動ミシン、電子レンジ、電気アイロン、ヘアドライヤー、電気芝刈機、ゲーム機、デジタルカメラ</p> <p>処理の区分 保管のみ</p>
<p>廃止の理由</p>	<p>事業の廃止のため</p>
<p>廃止の年月日</p>	<p>令和 3年 8月 31日</p>

備 考

- 1 この届出書は、廃止の日から10日以内に提出すること。
- 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

（日本産業規格 A列4番）

保管場所の平面図記載例



<保管面積計算式>

- ① $10 \times 10 = 100 \text{ m}^2$
- ② $25 \times 20 = 500 \text{ m}^2$

<保管容量計算式>

- ① $10 \times 10 \times 2.5 \times 1/3 = 83.3 \text{ m}^3$
- ② $10 \times 10 \times 5 \times 1/3 \times 4 + 20 \times 5 \times 1/2 \times 5$
 $= 666.67 + 250$
 $= 916.67 \text{ m}^3$